

佐賀県規則第31号

佐賀県個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したもの
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (8) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (11) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (12) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
- (13) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

- (15) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (19) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (20) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (29) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。